

軽自動車税(種別割)の減免申請について

【減免対象車両】

障害のある方の通院・通勤・通学等のために使用する車両で、次のいずれかに該当するもの

- 障害のある方（18歳以上）が納税義務者である軽自動車税が課税される車両
- 障害のある方と生計を一にする方もしくは常時介護する方が納税義務者である軽自動車税が課税される車両で、次のいずれかに該当する場合
 - ① 障害のある方が18歳未満である場合
 - ② 障害のある方が、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

【減免対象者】

障害の程度が下記の表に該当する方

障害区分		本人が運転する場合	生計を一にする者又は 障害者を常時介護する ものが運転する場合	
身体 障 害 者	視覚障害	1級 ～ 5級		
	聴覚障害	2級 及び 3級		
	平衡機能障害	3級 及び 5級		
	音声・言語機能障害	3級		
	肢 体 不 自 由	上肢	1級 及び 2級	
		下肢	1級 ～ 6級	1級 ～ 3級
		体幹	1級～3級 及び 5級	1級 ～ 3級
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢	1級 及び 2級	
		移動	1級 ～ 6級	1級 ～ 3級
	心臓機能障害	1級 及び 3級		
	腎臓機能障害	1級 及び 3級		
	肝臓機能障害	1級 及び 3級		
	呼吸器機能障害	1級 及び 3級		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級 及び 3級		
小腸の機能障害	1級 及び 3級			
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級 ～ 3級			
知的障害者	療育手帳Aの方、療育手帳Bの方のうち小学校未就学の方			
精神障害者	手帳（通院医療費の公費負担番号の記載のあるのに限る）の 等級が1級の方			

※自動車税（県税）については、自動車税センター（076-424-9211）へお問い合わせください。